

重 要

返 還 の て び き

平成23年度（2011年度）

—平成23年9月から平成24年8月（予定）貸与終了者—

奨学金の返還

—後輩に希望をつなぐ「バトン」です。—

- ・返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- ・奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目 次

I 奨学金の返還

1. 奨学金の返還方法	1
(1) 割賦方法	1
(2) 口座振替日	1
(3) 返還期間（回数）	1
(4) 割賦金	2
2. リレー口座による返還	2
(1) 加入手続	2
(2) 口座振替加入通知および返還についてのお知らせ	2
(3) 振替案内	2
(4) リレー口座の変更	3
(5) 返還完了通知	3
3. 住所変更・連帯保証人変更・保証人変更・本人以外の連絡先（機関保証）変更	3
(1) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む）	3
(2) 連帯保証人変更届、保証人変更届	3
(3) 本人以外の連絡先（機関保証）変更届	3
4. 繰上返還	4
5. 返還期間（回数）の変更	4
(1) 機構で複数の奨学金を借用した場合	4
(2) 期間短縮をする場合	4
6. 外国に在留している期間の返還	5
(1) 外国送金の留意点	5
(2) 外国から送金する場合の金融機関	5
7. 返還金の延滞	6
(1) 延滞金	6
(2) 督促	6
(3) 個人信用情報機関への登録	6
(4) 法的処理	7
(5) 代位弁済の請求と実行	7
8. 返還が困難になった場合 返還期限猶予・減額返還	7
(1) 在学猶予（大学、大学院などに在学している場合）	7
(2) 一般猶予（災害、傷病、経済困難、失業などの事情で返還が困難な場合）	8
(3) 減額返還（返還は困難であるが半額ならば返還できる場合）	9
9. 返還の免除	10
(1) 死亡による免除	10
(2) 精神もしくは身体の障害による免除	10
(3) 特に優れた業績による返還免除	10

II 機関保証制度に加入している方へ

1. 機関保証制度加入者の返還	16
2. 奨学金の返還を延滞した場合	16
3. 保証料の返戻	16

III 第一種奨学金の貸与を受けた方へ

1. 返還期間（回数）と割賦金	17
(1) 月賦返還	17
(2) 併用返還	17
(3) 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合	17
2. 延滞金	17
(1) 平成17年3月以前に奨学生に採用された方	17
(2) 平成17年4月以降に奨学生に採用された方	17

3. 報奨金	18
4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除	18
(1) 特に優れた業績による返還免除とは	18
(2) 対象者	18
(3) 具体的な評価項目	18
(4) 返還免除を願い出る前に	18
(5) 返還免除の願出	18
(6) 認定	19
(7) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合 (全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む) の返還	19
(8) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予	19
IV 第二種奨学金の貸与を受けた方へ	
1. 返還期間 (回数)	21
(1) 月賦返還	21
(2) 併用返還	21
(3) 第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けた場合	21
2. 割賦金	21
(1) 月賦返還の場合	21
(2) 半年賦返還の場合 (併用返還のうち)	21
3. 利息と利率	22
(1) 平成19年3月以前に採用された人	22
(2) 平成19年4月以降に採用された人	22
4. 延滞金	23
V 返還誓約書の記入と提出 (平成22年3月以前採用者)	
1. 返還誓約書の記入	24
(1) 人的保証 (連帯保証人・保証人) の選任の条件	24
(2) 親権者・未成年後見人	24
(3) 人的保証から機関保証への変更	24
2. 返還誓約書の提出	25
3. 返還誓約書記入例	26
(1) 第一種奨学金 人的保証 (連帯保証人と保証人による保証) の場合	26
(2) 第一種奨学金 機関保証の場合	29
(3) 第二種奨学金 人的保証 (連帯保証人と保証人による保証) の場合	32
(4) 第二種奨学金 機関保証の場合	35
VI 貸与奨学金返還確認票の確認 (平成22年4月以降採用者)	
1. 内容の確認と修正	38
2. リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出	38
VII 各種願出用紙	
○ 返還保証書	42
○ 転居・改氏名・勤務先 (変更) 届	43
○ 連帯保証人変更届	44
○ 保証人変更届	45
○ 本人以外の連絡先 (機関保証) 変更届	46
○ 繰上返還申込書	47
○ 奨学金返還期間変更願	48
○ 在学届	49
○ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願	51
機構からの情報提供について	55
寄附金募集のご案内	56
お問い合わせ先について	裏表紙

I 奨学金の返還

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、必ず返還する義務があります。返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与するしくみになっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

1. 奨学金の返還方法

(1) 割賦方法

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。

ア. 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。

イ. 併用返還……借用金額を二分して得た割賦金を、月賦分は毎月、半年賦分は6か月ごとに引き落とします。

割賦方法は返還誓約書で選択します。返還しやすい方法を選択してください。全額繰上返還を希望する場合でも選択してください。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 口座振替日

振替（引落とし）日は次のとおりです。

返還方法		1回目の振替日	2回目以降
月賦返還		借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
併用返還	月賦分	借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
	半年賦分	借用期間終了の翌月から数えて6か月経過後の1月または7月のいずれか早い月の27日	1月および7月の27日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

平成24年3月満期者の場合、月賦返還および併用返還の月賦分の第1回目は2012年10月29日です。また、併用返還の半年賦分の第1回目は2013年1月28日です。

(3) 返還期間（回数）

貸与総額（借用金額）および割賦方法に応じて決まります。

ア. 月賦返還

貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還年数の12倍の回数となります。

イ. 併用返還

月賦分の返還回数は上記アと同じで、半年賦分の返還回数は貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数となります。

【奨学金返還年数算出表】

貸与総額	割賦金の基礎額	貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円	1,300,001円～1,500,000円以下	110,000円
200,001円～400,000円以下	40,000円	1,500,001円～1,700,000円以下	120,000円
400,001円～500,000円以下	50,000円	1,700,001円～1,900,000円以下	130,000円
500,001円～600,000円以下	60,000円	1,900,001円～2,100,000円以下	140,000円
600,001円～700,000円以下	70,000円	2,100,001円～2,300,000円以下	150,000円
700,001円～900,000円以下	80,000円	2,300,001円～2,500,000円以下	160,000円
900,001円～1,100,000円以下	90,000円	2,500,001円～3,400,000円以下	170,000円
1,100,001円～1,300,000円以下	100,000円	3,400,001円以上	総額の20分の1

(4) 割賦金

第一種奨学金の場合、割賦方法に応じた返還回数により貸与総額を均等に返還します。

第二種奨学金の場合、割賦方法に応じた返還回数により元利均等で返還します。

詳しくは、第一種奨学金については17頁、第二種奨学金については21頁をご覧ください。

2. リレー口座による返還

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。返還を迅速、確実に行うことができます。口座振替による返還および使用する口座を機構では「リレー口座」と呼んでいます。必ず全員が加入しなければなりません。

(1) 加入手続

平成22年3月以前採用者は、返還誓約書を学校に提出する前（3月満期者は12月まで）に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続をし、金融機関から受け取ったリレー口座加入申込書の「預・貯金者控」のコピーを返還誓約書に添付して学校に提出してください。

平成22年4月以降採用者は、採用時に返還誓約書を学校に提出していますので、貸与終了時には金融機関の窓口でリレー口座の加入手続をし、金融機関から受け取ったリレー口座加入申込書の「預・貯金者控」のコピーのみを学校に提出してください。

〔取扱金融機関〕 ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、 信託銀行、信用金庫、労働金庫

※ 信用組合、農業協同組合、外国銀行、その他一部銀行（新生銀行、セブン銀行等）では取り扱っていません。

加入手続は、以下のようになります。

ア. 「リレー口座加入申込書」（「日本学生支援機構奨学金返還自動払込利用申込書・日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書」）によって、**金融機関の窓口**で加入手続をしてください。その際、申込用紙には採用年度の新しい奨学生番号を記入してください。また併用貸与の場合は第一種奨学金、第二種奨学金のどちらかの番号を記入してください。詳しくは、申込書の記入上の注意をご覧ください。

イ. 金融機関から様式3の「**預・貯金者控**」のみを受け取ってください（申込書は3枚複写になっています。1枚目の様式1は金融機関用、2枚目の様式2は金融機関から機構に送付されます）。なお、その際に、取扱店の受付印が押されていることを確認してください。

ウ. 口座振替の手数料は無料です。

エ. 奨学金を受けていた口座をリレー口座として利用することができます。ただし、「リレー口座加入申込書」で改めて加入手続をする必要があります。

(2) 口座振替加入通知および返還についてのお知らせ

リレー口座加入後「口座振替加入通知」で返還の明細をお知らせします（3月満期者には機構に登録された住所に8月上旬頃送付します）。振替開始月、振替口座等、必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。第二種奨学金の貸与を受けた方は、確定した借用利率をあわせてお知らせします。「口座振替加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。

なお、人的保証の場合は、別途連帯保証人と保証人宛に「返還についてのお知らせ」を送付します。

(3) 振替案内

原則として毎年1回（月賦返還は5月（予定）、併用返還は7月）、返還残額（第二種奨学金の場合は残元金）と次回振替額を記した「振替案内」を機構に登録された住所に送付します。

(4) リレー口座の変更

金融機関、口座名義人、口座番号を変更する場合は、改めて金融機関の窓口で申込手続きを行ってください。申込用紙は機構のホームページから請求してください。ホームページからの請求が困難な場合は、ナビダイヤル（裏表紙参照）または機構（41頁参照）に請求してください。金融機関への手続後、新口座からの振替月日を「振替開始通知」でお知らせします。

なお、新口座からの振替開始までに金融機関の窓口で手続き後1～2か月程度かかります。新口座からの振替が開始するまでは旧口座から引き落とししますので解約をしないでください。

(5) 返還完了通知

返還が完了したときは「返還完了通知」を本人宛に送付します。

3. 住所変更・連帯保証人変更・保証人変更・本人以外の連絡先（機関保証）変更

住所等に変更があった場合は必ず届け出てください。届出がない場合、機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等たいへん不利なことも生じます。

下記(1)の届は、ナビダイヤル（裏表紙参照）で受けます。なお、郵送、FAXで届け出る場合は、機構所定の様式で提出（提出先は41頁参照）してください。

(2)(3)の届は、機構所定の様式で郵送で提出してください。

(1) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む。）[様式は43頁]

住所、氏名、勤務先に変更があった場合は、変更する対象者に○をつけて「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を必ず提出してください。変更する対象者が複数の場合は、それぞれの分を作成して提出してください。

（注）改氏名届では口座名義の変更はできません。口座名義を変更した場合は、金融機関に名義変更を届出のうえ、ナビダイヤルまたは機構へ郵便・FAXで連絡してください。

機関保証制度加入者で返還誓約書にて届け出た本人以外の連絡先となる人の住所、氏名に変更があった場合は、本人以外の連絡先に○をつけて「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。

(2) 連帯保証人変更届，保証人変更届 [様式は44，45頁]

連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合は届け出てください。

ア. 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書および収入に関する証明書（源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）を添付してください。

イ. 保証人を変更する場合

新たに保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書を添付してください。

ウ. 4親等以内の親族でない人を連帯保証人、保証人にする場合、上記ア、イの他に、奨学生番号ごとに返還保証書（様式は42頁参照）および資産等の状況を証明する書類の提出が必要になります。

(3) 本人以外の連絡先（機関保証）変更届 [様式は46頁]

機関保証制度加入者で返還誓約書にて届け出た本人以外の連絡先となる人を変更する場合は、「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」を提出してください。

4. 繰上返還

全額または一部を繰上返還することができます。希望するときは、繰上返還を希望する月の1か月前までに、何回分を返還するのか、ナビダイヤル（裏表紙参照）に連絡してください。郵送、FAXで申し込む場合は、機構所定の「繰上返還申込書」（様式は47頁）に必要な項目を記入して提出してください。

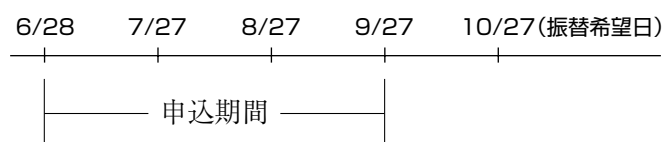
ナビダイヤルで受付後または「繰上返還申込書」を受付後、あらためて27日の振替日に引き落とされる金額を、**振替月の中旬頃**に文書で連絡します。振替月の中旬頃になっても機構より文書が届かない場合はナビダイヤルにお問い合わせください。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりです。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息（21頁参照）はかかります。

【繰上返還における注意事項】

- ア. 返還誓約書に繰上返還希望の旨を記入または繰上返還申込書を添付しても繰上返還はできません。
- イ. 併用返還（月賦返還と半年賦返還の併用）の人が一部繰上返還をする場合の回数は、6回以上（当月+5回以上）となります。
- ウ. 繰上返還申込書の受付は、繰上返還を希望する月の1か月前に締め切ります。締め切り前3か月間が申込期間となります。



<http://www.jasso.go.jp/henkan/oshirase/kuriage.html>

5. 返還期間（回数）の変更

(1) 機構で複数の奨学金を借用した場合

二口以上の返還金（奨学生番号）がある人は、それぞれの借用金額に応じた返還期間（回数）となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」（1頁参照）の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、リレー口座に加入後、期間変更を希望する月の2か月前に申し出てください（様式は48頁参照）。ただし、延滞している場合は認められません。

[例] 高等学校で第一種奨学金 612,000円、大学で第二種奨学金 2,400,000円を借用した場合
 $612,000円 \div 70,000円 = 8.7$ 8年
 $\Rightarrow (612,000円 + 2,400,000円) \div 170,000円 = 17.7$ 17年間となります。
 $2,400,000円 \div 160,000円 = 15$ 15年

(2) 期間短縮をする場合

返還誓約書の返還期間の短縮を希望する場合は、機構に連絡してください。ただし、延滞している場合は認められません。

6. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についてもリレー口座で行います。外国に行く前に住所変更の手続き（国内の連絡先を指定）をし、日本国内の金融機関でリレー口座に加入して、口座振替ができるようにしておいてください。その後は、定期的に残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。

上記の方法がどうしてもとれない場合は、機構指定の口座（下記参照）に送金してください。ただし、外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料（本人負担）もかなり高額で、機構の口座へ入金されるまでにはかなりの時間がかかります。

(1) 外国送金の留意点

- ア. 送金手数料、関係銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。
- イ. 振込等に際しては、住所、氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として、通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても奨学金として入金処理ができません。
- ウ. 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。
- エ. 入金年月日は、送金日ではなく機構の口座に入金された日付となります。

(2) 外国から送金する場合の金融機関

- ア. 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）
下記の口座は、外国送金受入れ口座なので、日本国内からの送金はしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
<p>JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION</p> <p>10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN</p> <p>※送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。</p>	普通預金	<p>三菱東京UFJ銀行 本店 (7640389) (Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL : 03-3240-1111</p> <p>三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL : 03-3591-2021</p>

- イ. 外国郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）
現地の郵便局で下記の宛先の外国郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構 (JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)

7. 返還金の延滞（11頁[資料1]参照）

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかつたときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落としします。延滞金も賦課されます。

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞金が賦課されます。

詳しくは、第一種奨学金については17頁、第二種奨学金については23頁をご覧ください。

(2) 督促

機構または機構が委託した債権回収会社等から以下の措置を行います。

ア. 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「督促状」を送付します。

機構からの文書を確実に受け取れるよう、住所変更があれば届け出てください。

イ. 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、文書と同時に電話でも督促を行います。

機構からの電話を確実に受け取れるよう、電話番号の変更があれば届け出てください。

ウ. 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求書を送付します。

エ. 自宅への訪問

(3) 個人情報情報機関への登録（12頁[資料2]参照）

ア. 延滞3か月以上（新たに返還を開始する者は、返還開始後6か月経過時点以降）となった場合、「返還誓約書」の個人情報同意条項（もしくはすでに提出されている「個人情報の取扱に関する同意書」の同意条項）に基づき、個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）に個人情報を登録します。一般のローンでは、借用時に情報提供することになっていますが、機構の奨学金の場合は、上記に該当する延滞者本人のみが登録されます。

イ. 一度情報が登録されると、延滞を解消しても、返還の情報は継続して登録され、返還が完了してから5年間は経過するまで登録されています。

ウ. 個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、その情報を参照した金融機関より「経済的信用が低い」と判断され、クレジットカードの発行および利用の停止、自動車や住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

個人情報情報機関に登録されると…

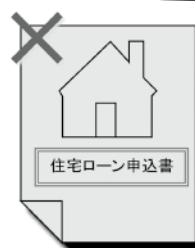
延滞!

奨学金の返還において、延滞が3か月以上となった場合、個人情報情報機関にあなたの個人情報が登録されることとなります。

クレジットカードの利用が制限されたり…



住宅ローン等が組めなくなる場合があります。



(4) 法的処理 (11頁[資料1]参照)

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置をとります。

ア. 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、借用金額の一括返済を履行期限を指定して求め、履行されない場合は支払督促申立をすることの予告をします。

イ. 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた指定期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

ウ. 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

エ. 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合や和解不履行の場合は、強制執行の手続きをとります。

【注 意!】

- ① 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- ② 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息(第二種奨学金のみ)、最後に元金の順になります。

(5) 代位弁済の請求と実行 (11頁[資料1]参照)

平成16年度以降採用者で機関保証制度加入者が延滞した場合、一定期間経過後、機構は保証機関である財団法人日本国際教育支援協会に奨学金の返還残額(元金、利息、延滞金の合計額)を請求します。保証機関は返還者に代わって奨学金の返還残額を機構に支払います。これを代位弁済といいます。

代位弁済後は、保証機関が返還者に対し代位弁済額の返済を請求します。返還者は、保証機関に代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞った場合は、年10%の遅延損害金が加算され、返済に応じない場合は、法的措置を執られます。

詳しくは、16頁「Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ」をご覧ください。

8. 返還が困難になった場合 返還期限猶予・減額返還

災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます。また、大学、大学院等に在学している場合は願出により返還期限を猶予することができます。

(1) 在学猶予(大学、大学院などに在学している場合)

大学、大学院などに在学中は「在学届」(様式は50頁参照)を在学している学校に提出し、証明を受けた後に機構に提出してください(学校がまとめて機構へ提出する場合があります)。

【注 意!】 以下の場合は在学猶予の対象となりません。⇒ 一般猶予を参照してください。

- ※ 聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
- ※ 外国留学のうち、大学、大学院以外の在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

ア. 進学した場合

在学届を入学した学校に提出してください。時期によっては学校がまとめて機構に提出します。

ただし、機構の第一種奨学金または第二種奨学金の「採用候補者決定通知」を受領した人は、進学届に前奨学生番号を記入して提出することにより、在学中は返還期限が猶予されますので、在学届を提出する必要はありません。進学届を提出しない(予約採用を辞退する)場合は、在学届を提出してください。

イ. 奨学金を辞退した場合

在学届の提出により卒業時（最短卒業予定年月）まで返還期限が猶予されます。

ウ. 留年により卒業期が延期された場合

1年ごとに在学届を提出してください。

エ. 大学の通信教育部または放送大学の全科履修生として在学している場合

1年ごとに在学届を提出してください。

オ. 専修学校に入学した場合

専修学校の高等課程または専門課程で標準修業年限が2年以上のもののうち、次の分野・学科に在学中は、在学届の提出により卒業時（最短卒業予定年月）まで返還期限が猶予されます。在学猶予の対象となる分野・学科かどうかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

〔在学猶予が認められる各分野と学科〕

- ① 工業，農業，医療，衛生，教育・社会福祉，商業実務関係の各分野に属する全学科
- ② 服飾，デザイン，写真，外国語，音楽，美術に関する学科

カ. 外国の大学などに留学した場合

この場合は、在学届ではなく「奨学金返還期限猶予願」（様式は51頁～52頁参照）と「在学証明書（原本）」を提出してください。在学証明書には日本語訳を添付してください。

なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は、日本の大学（院）の在学届の提出により在学猶予されます。

(2) 一般猶予（災害，傷病，経済困難，失業などの事情で返還が困難な場合）

返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」（様式は51頁～52頁参照）、「証明書」（13頁～14頁 [資料3](#) 参照）および「チェックシート」（様式は53頁～54頁参照）を希望する月の前々月末までに機構宛に願い出てください（41頁参照）。

ア. 在学期間を終了して1年以内に無職・未就職・低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職・低収入」の事由となります。

イ. 返還が困難になりましたら、すみやかに提出をお願いします。

ウ. 災害，傷病，生活保護受給中，産前休業・産後休業および育児休業，大学学校在学，海外派遣については、当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出ることができます。その他の事由については、通算5年（60か月）が限度です。

エ. 1年ごとに願い出てください（大学学校在学，海外派遣については複数年願出が可能です）。

オ. 返還期限猶予の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（例：希望する猶予の開始月が10月の場合，7月～8月頃提出する）。

カ. 審査があり，審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求，督促が行われません。口座振替請求，および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。

キ. 審査の結果，承認されない場合もあります。その場合は返還していただくこととなります。

ク. 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安

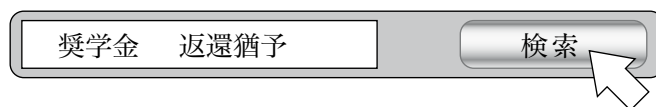
給与所得者	年間収入金額300万円以下
給与所得者以外の場合	年間所得金額200万円以下

ケ. 奨学金返還期限猶予願や証明書に不備がある場合は返送します。

〔主な返送理由〕

- ① 正しい証明書が添付されていない場合
- ② 返還期限猶予願に記入漏れがある場合
- ③ 押印がない場合

コ. 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページQ & Aなどを参照してください。



<http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html>

(3) 減額返還（返還は困難であるが半額ならば返還できる場合）

事情により毎月約束どおりの返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、当初の割賦金額を1 / 2に減額して2倍の返還期限（6か月分の割賦金を12か月で返還）で返還することができます。1年ごとに願い出て、適用期間は最長10年（120か月）まで延長可能です。

「奨学金減額返還願」（様式は51頁～52頁参照）に必ず証明書（15頁 [資料4](#) 参照）を添付して、希望月の前月末までに、機構（41頁参照）に願い出てください。

ア. 返還予定総額は変更されません。

イ. 延滞になる前にすみやかに提出をお願いします。

ウ. 減額返還の願い出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（例：希望する減額返還の開始月が10月の場合、8月頃提出する）。

エ. 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求、督促が行われます（証明書の添付がないなど、願出に不備があった場合は認められません）。

オ. 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページQ & Aなどを参照してください。



<http://www.jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html>

【注 意！】

- ① 延滞している場合は対象になりません。願出時点から審査の結果まで延滞していないことが必要です（延滞している場合、延滞を解消することにより願出は可能になります）。
- ② 月賦でリレー口座より減額返還することになります。併用返還等、月賦返還でない人は、自動的に月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も継続されます。
- ③ 「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していない場合は承認されません。複数の奨学生番号を持っている人は、奨学生番号ごとの提出が必要です。
- ④ 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時にさかのぼって減額返還の適用が取り消しになります。
- ⑤ また、3か月以上延滞した場合は、個人情報機関に個人情報が登録されます。

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は今後変更になる場合があります。願出の際は、機構ホームページで願出様式、必要な証明書等をご確認ください。

9. 返還の免除

次の場合、願出により返還を免除することがあります。(1)(2)の願出用紙は機構返還免除課(41頁参照)に請求してください。願出を受付後、審査し、結果を通知します。

(1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア. 奨学金返還免除願(相続人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ。)
- イ. 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書または住民票等の公的証明書

(2) 精神もしくは身体の障害による免除

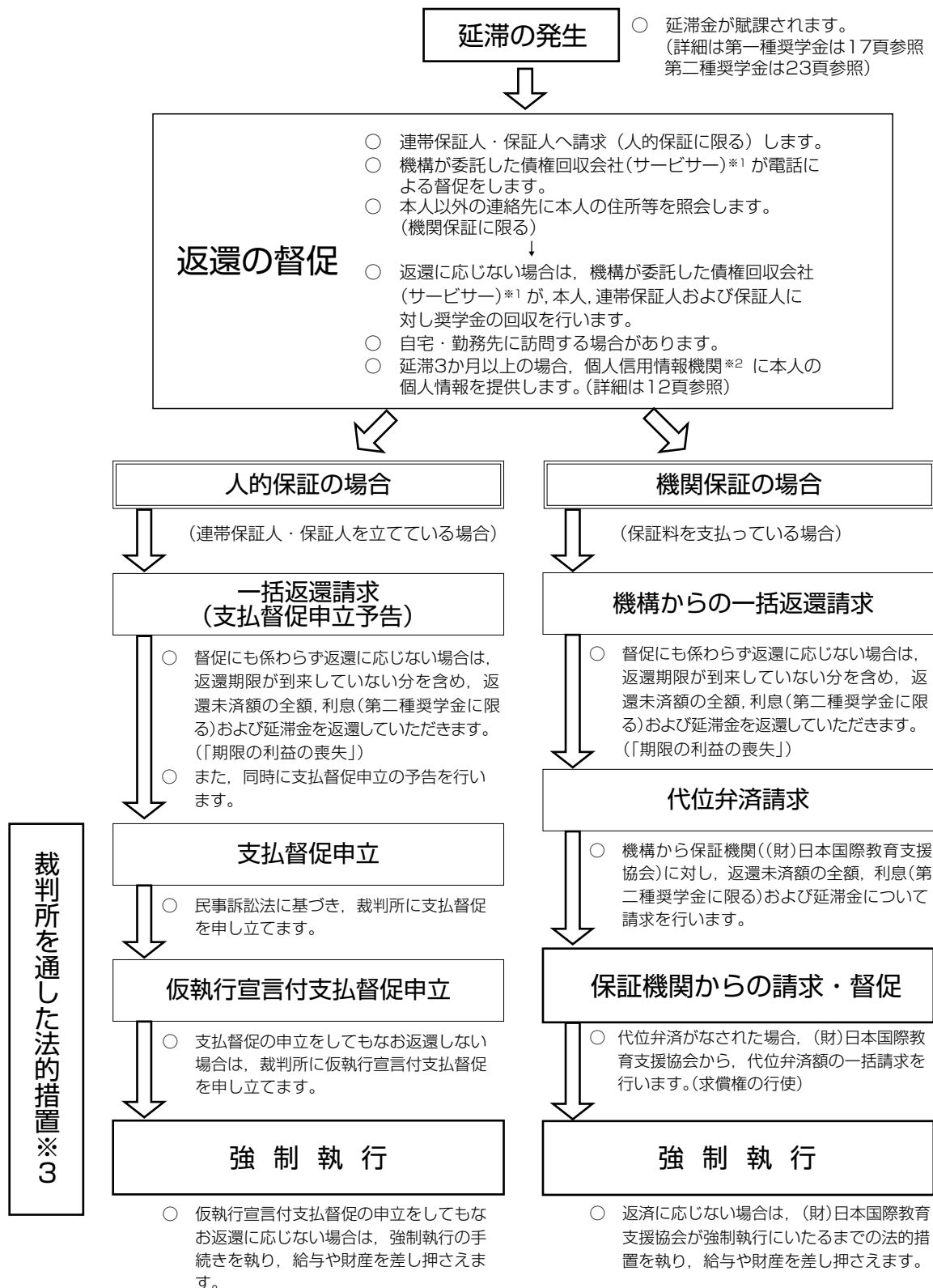
精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア. 奨学金返還免除願(本人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ。)
- イ. 返還することができなくなった事情を証明する書類(家庭状況書:本人および連帯保証人の状況)
- ウ. 医師または歯科医師の診断書(機構所定の用紙)

(3) 特に優れた業績による返還免除

平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されます。詳細は、「Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ」の「4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除」(18頁～20頁)を参照してください。

奨学金の返還を延滞した場合

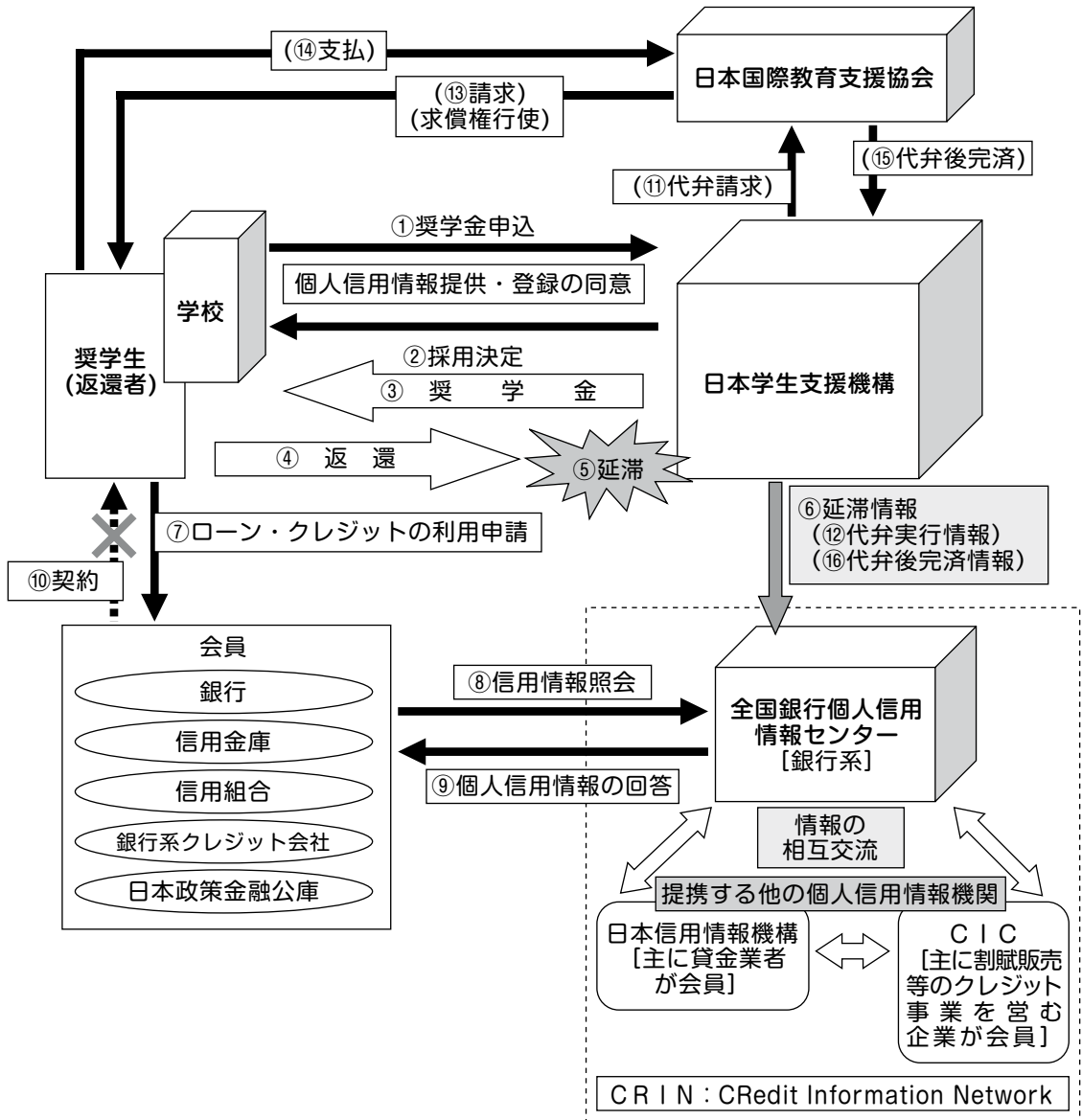


※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

個人信用情報機関への登録の流れ



1. 申込～採用決定,振込

- ①奨学金申込(個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関)への情報提供についての同意が必要となる。)
- ②採用決定
- ③奨学金の振込

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生(返還開始6か月経過後に延滞3か月)
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジットカード利用申込～契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例(代弁実行～代弁実行後完済)

- ⑪代弁請求
- ⑫個人信用情報機関への代弁実行情報の登録
- ⑬日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑭返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑮完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ(代弁実行後5年以内)
- ⑯日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ(代弁実行後5年以内)

返還期限猶予の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
1. 傷病	診断書(最近発行2ヶ月以内) ※就労困難の記載があること ※滞納している場合は、加療開始期または発症時期についての記載があること ※上記内容を医師に追記してもら場合は、追記日・担当医署名・訂正印が必須。	医師・病院長	※就労している場合は経済困難の証明書(14頁参照)又は、新卒及び在学猶予切れの場合の証明書(下記参照)を提出ください。 ※休職している場合は、経済困難の証明書及び休職証明書も提出ください。(14頁参照)	1年ごとに願出する。 当該事由が継続する期間。
2. 生活保護受給中	①生活保護受給証明書(最近発行2ヶ月以内)又は ②民生委員の証明書(最近発行2ヶ月以内)	①社会福祉事務所長 ②民生委員		
3. 入学準備中	①予備校の在籍証明書 又は ②出身学校長又は出身学校担当教諭の無職である証明書等(最近発行3ヶ月以内) 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①②の証明書が取得困難な事由を事情欄(別紙可)に必ず記入してください。 ③事実を明らかにする民生委員の証明書(最近発行2ヶ月以内)	①在籍学校長等 ②出身学校長、出身学校担当教諭等 ③民生委員	※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、経済困難事由による猶予願出となります。(14頁参照) ※各種試験に向けての準備は「入学準備中」ではありません。	
4. 失業中	①雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)のコピー 又は ②雇用保険被保険者離職票のコピー 又は ③失業者退職手当受給資格証のコピー 又は ④雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー(喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限り) ※次回返還期日の7ヶ月以上前に離職している場合は経済困難事由による猶予願出となるが、①により雇用保険説明会参加等で離職後就職活動を行っていることが確認できる場合は、その日付から次回返還期日が6ヶ月以内であれば、失業中事由とする。 【上記①~④の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①~④の証明書が取得困難な事由を事情欄(別紙可)に必ず記入してください。 ⑤退職証明書 又は ⑥雇用関係終了が確認できるもののコピー 又は ⑦健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)証明書のコピー	職業安定所長 勤務先	※次回返還期日の7ヶ月以上前に離職している場合は経済困難事由による猶予願出となるが、年収300万円(自営業等の場合は年間所得200万円)を超える場合は、左記証明書に加えて、⑧・⑨いずれかを提出する。 ⑧【経済困難の証明書+健康保険証コピー(「被扶養者」の記載有)】 ⑨【経済困難の証明書+健康保険証コピー(「被保険者」又は「国民健康保険」)+ハローワークカードコピー(最近4ヶ月以内発行)】 ※次回返還期日より後に離職している場合は、経済困難事由による猶予願出をするか(14頁参照)、離職日までの返還分をご入金ください。	1年ごとに願出する。5年が限度。
5. 経済困難については14頁参照				

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
6. その他 新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入	①健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー 又は ②直近給与明細連続3ヶ月分のコピー(事業所名・奨学生本人名・支給額・支給年月明記) 又は ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、連続3ヶ月分のコピー(自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った帳簿が必要) 又は ④出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明書(職名・署名・押印必要。様式自由)(最近発行3ヶ月以内) 【上記①~④の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①~④の証明書が取得困難な事由を事情欄(別紙可)に必ず記入してください。 ⑤求職受付票のコピー(ハローワークカード等)(最近発行4ヶ月以内) 又は ⑥求職活動中であることがわかる書類のコピー 又は ⑦事実を明らかにする民生委員の証明書(最近発行2ヶ月以内) 又は ⑧本人の事情書と被扶養者の記載がない保険証(「国保」等)のコピー、保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー、住民票(⑧は⑤~⑦も取得困難な場合に限り)	②勤務先 ④出身学校教諭・教授等 ⑤ハローワーク ⑦民生委員		1年ごとに願出する。5年が限度。 【備考】 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、経済困難事由による猶予願出となる(14頁参照)
外国で研究中	①在籍証明書 又は 所属機関の証明書 と ②所得証明書(円換算した金額を添付) ③収入金額に研究費が含まれる場合は、研究費の金額がわかる証明書(円換算) ※上記いずれも日本語訳を添付	在籍学校長・所属機関の長		1年ごとに願出する。5年が限度。
災害	罹災証明書 ※猶予適用開始希望月が罹災月から12ヶ月以内であること。	市区町村長・消防署長		1年ごとに願出する。 当該事由が継続する期間
産前休業・産後休業及び育児休業	①休業証明書(休職期間・休職中の給与要明記。休職中の給与の記載がない場合は、就業規則や契約書等の休職中給与が分かる規程コピーも必要) と ②経済困難事由の証明書(14頁参照)	①勤務先		1年ごとに願出する。 当該事由が継続する期間
大学校在学	在籍証明書 ※防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合大学校に在籍の場合	在籍大学校長等		1回の願出により修業年限が終了するまでの期間。
海外派遣	※青年海外協力隊派遣等 ①派遣証明書(派遣期間要明記) と ②経済困難事由の証明書(14頁参照)又は新卒及び在学猶予切れの証明書	①派遣元		1回の願出により派遣が終了するまでの期間。

※ 外国の大学・大学院等に留学している場合の猶予期間は、その学校に在籍している期間となります(5年限度なし)。ただし、語学学校等で在籍期間が9ヶ月未満の場合は、一般猶予となります。猶予の期間は通算して5年が限度となります。経済困難の証明書(新卒の場合は新卒の証明書)を参照。

※ 聴講生、研究生、専修学校一般課程、及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生等の猶予は、経済困難事由となる。

※ 上記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

(11.04)

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
5・経済困難	<p>①所得証明書 又は ②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額または所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) 又は ③住民税非課税証明書</p> <p>※①を基本とする。 ※①②は標記年度(例:平成23年度)の前年分(例:平成22年分)の所得を証明するものです。 ※平成23年度 所得証明書, 市・県民税(所得・課税)証明書, 住民税非課税証明書は, 平成22年分(平成22年1月1日～12月31日まで)の収入・所得金額,(非)課税の証明で, 平成23年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。</p>	①②③ 市区町村長	1年ごとに願出。5年が限度。
	<p>※希望する猶予の始期からさかのぼって1年以内の①～③の証明書の取得ができない場合は, ①～③のいずれかの証明書に併せて, 下記の種類の証明書を添付してください。</p> <p>(例: 次回返還期日平成24年4月の者が平成24年2月に返還猶予願を提出しようとする場合に, 平成24年2月時点では, まだ平成23年分の①～③の証明書を取得することができない。 通常, 平成23年分の証明書は平成24年6月ごろより取得可能となる)</p> <p>1. 給与所得者の場合……①～③いずれか + ④～⑦のいずれか ④源泉徴収票(前年分)(コピー可) ⑤直近給与明細連続3ヶ月分コピー(※事業所名・奨学生本人名・支給総額・支給年月が明記されたもの) ⑥勤務先発行の給与証明 ⑦確定申告書(前年分)の控のコピー(※受付印のあるもの等, 税務署で受付済みであることが確認できるもの。都道府県住民税の申告書でも可とする)</p> <p>2. 給与所得者以外の場合……①～③いずれか + 確定申告書(前年分)の控のコピー(受付印のあるもの等, 税務署で受付済みであることが確認できるもの。都道府県住民税の申告書でも可とする)</p> <p>3. 無職の場合……①～③いずれか + ⑧～⑫のいずれか ⑧健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー ⑨求職受付票(ハローワークカード)のコピー(最近発行4ヶ月以内) ⑩求職中であることがわかる書類 ⑪民生委員の証明書(最近発行2ヶ月以内) ⑫上記⑧～⑩のいずれも提出できず, 本人は被扶養者だが健康保険証に被扶養者の記載がない健康保険証(国民健康保険証等)の場合, 以下4点。 ・本人の事情書(⑧～⑩が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由。) ・健康保険証(国民健康保険証等)のコピー, ・健康保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー, ・住民票</p>	⑨ハローワーク ⑪民生委員	
	<p>上記証明書に記載された税込み年収が, ・300万円を超える方(自営業等の場合は年間所得200万円を超える方) ・250万円を超える単身者の方(自営業等の場合は年間所得150万円を超える単身者の方) について, 今年分の推定年収が基準額を下回る場合は, 以下の⑬・⑭いずれか1点を併せてご提出ください。</p>	⑬勤務先	
	<p>⑬直近給与明細連続3ヶ月分コピー (※事業所名・奨学生本人名・支給総額・支給年月が明記されたもの) ⑭奨学生ご本人の収入が分かる帳簿, 連続3か月分コピー (※自営業等の場合に限り有効となります。会計ルールに則った帳簿が必要です。)</p> <p>※減収の理由が休職による場合は, 休職証明書も必要です。 ⑮休職証明書 休職期間・休職中の給与要明記。 (※休職中の給与の記載がない場合は, 就業規則や契約書等の休職中給与が分かる規程コピーも必要です。)</p>	⑮勤務先	
	<p>※外国居住の低所得者の場合は給与明細3ヶ月分コピーとビザのコピー</p> <p>※特別研究員の場合は, ①所得証明書と ②研究員の証明書及び研究費の金額がわかる証明書等</p>	①市区町村長 ②所属機関の長	

※ 上記証明書の他, 追加資料が必要になる場合があります。

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆

※以下の金額はあくまで目安です。収入・所得金額が目安の金額以下でも, 本人の世帯人数や収入支出の状況によっては, 追加の書類等を求める場合や, 引き続き返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。

○給与所得者の場合……年間収入金額(税込み)が300万円以下が目安

○給与所得者以外の場合……年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下が目安

減額返還 主な証明書一覧

減額返還の証明書は、新卒及び在学猶予切れで所得証明書等（ア～ウ）の証明期間が在学中となる場合と、外国居住で所得証明書等（ア～ウ）が発行されない場合を除き、以下のア～ウのいずれかが審査対象となります。

必要な証明書		発行者	備考	
◎卒業・退学等より1年以内の方（引き続き進学される方を除く → 在学猶予参照）				
新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入入学準備中	①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は ②連続した直近の給与明細3ヶ月分のコピー 又は ③出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明書（職名・署名・押印必要。様式自由） ④予備校の在籍証明書	②勤務先 ③出身学校教諭・教授等 ④在籍学校長等	卒業後1年以内に限る。 2年目以降は住民税非課税証明書（あるいは所得証明書、市・県民税課税証明書）とする。 ④は高等教育機関への進学準備に限る。資格取得のための予備校は対象としない。	
◎卒業・退学等より1年超経過している方				
基本	ア	住民税非課税証明書	市区町村長	3月～6月の期間に願出する場合、左欄の証明書に加え、以下の証明書のいずれかが必要。 ○給与所得者の方 源泉徴収票（前年分、コピー可）又は以下のいずれか ・直近の給与明細3ヶ月分のコピー又は勤務先発行の給与証明 ・確定申告書（前年分）の控（受付印のあるもの等） ・都道府県住民税の申告書 ○自営業者等給与所得者以外の方 確定申告書（前年分）の控のコピー ○無職の方 ・健康保険証の被扶養者氏名が載っている部分のコピー ・求職受付票（ハローワークカード）のコピー ・求職中であることがわかる書類のコピー ・無職である事実を明らかにする民生委員の証明書
	イ	所得証明書	市区町村長	
	ウ	市・県民税（所得・課税）証明書	市区町村長	
◎外国居住で日本での所得証明書が発行されない方				
海外低所得	基本	①連続した直近の給与明細3ヶ月分のコピー ②ビザのコピー ※①と②両方必要。	①勤務先	和訳の添付が必要。
外国居住で所得証明書等が発行されない場合	基本の証明書の取得が困難なときに限る	①本人記載の事情書（様式自由）と、以下②～④のいずれか ②就労不可のビザのコピー（J2ビザのコピー含む） ③扶養に入っていることがわかるもののコピー ④求職活動中であることがわかるもののコピー		和訳の添付が必要。

以下の災害事由の願出の場合と、現在就業していない方が傷病を事由に願出の場合は、上記の所得証明書等（ア～ウ）および海外低所得の証明書、新卒在学猶予切れの証明書は不要となります。

願出の事由	必要な証明書	発行者	備考
災害	基本 罹災証明書 ※罹災から12ヶ月以内であること。	市区町村長・消防署長	
傷病	基本 診断書（原本） ※就労困難かつ治療中の記載があること ※就業していない場合に限る	医師・病院長	診断書に就労困難である旨、治療中である旨の記載が必要。2ヶ月以内の発行日のものに限る。 就業している場合は、この事由に該当しない。

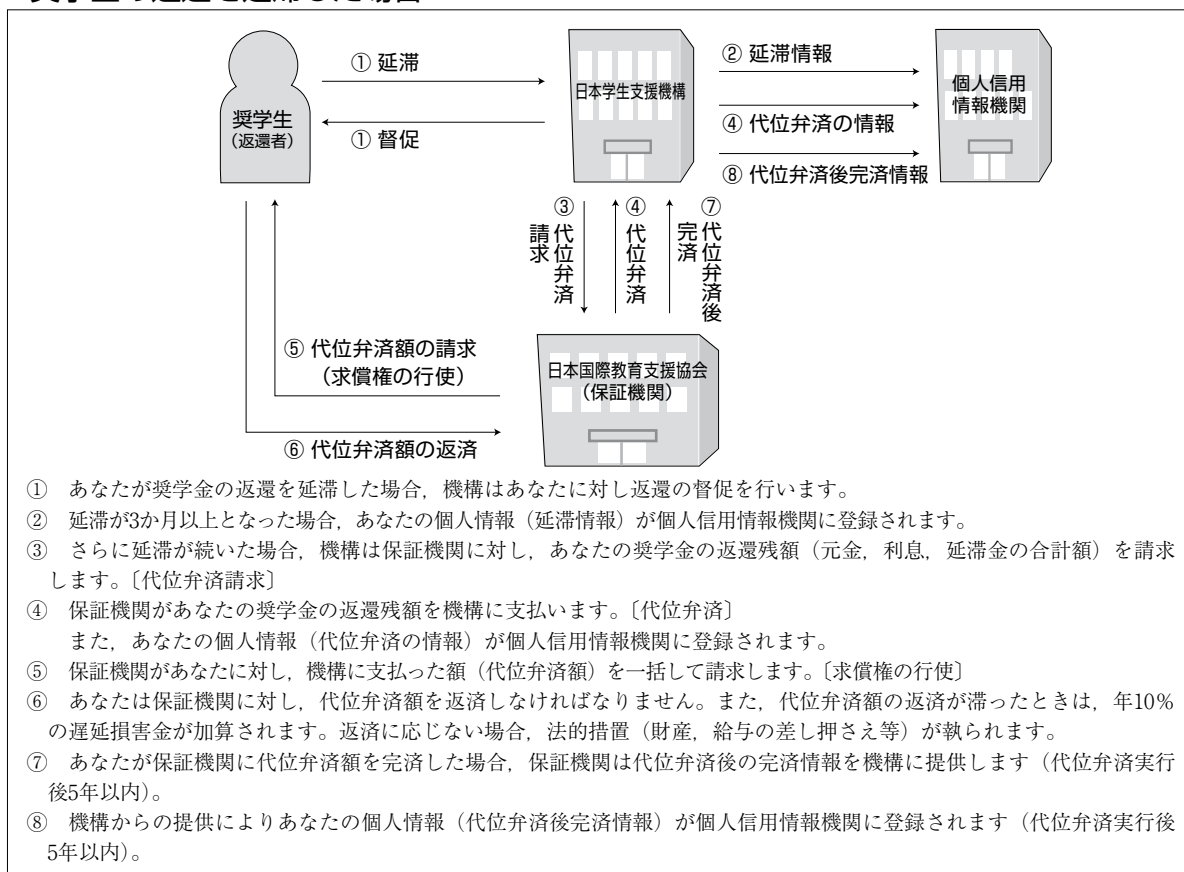
II 機関保証制度に加入している方へ

1. 機関保証制度加入者の返還

機関保証制度は、保証機関の連帯保証を受ける制度です。あなたが奨学金の返還を延滞したとき、人的保証の場合は連帯保証人等があなたに代わって返還するのに対して、機関保証の場合は保証機関があなたに代わって返還します。保証機関はあなたに代わって返還した額を、あなたに支払うように請求します。このように、機関保証制度に加入していても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

奨学金の返還を延滞し、延滞が一定期間以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関（財団法人日本国際教育支援協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。保証機関はあなたの奨学金の返還残額をあなたに代わって機構に支払います（このことを代位弁済^{だいいべんさい}といいます）。その後、あなたに対し、機構に支払った額を一括して請求します。保証機関があなたの代わりに奨学金の返還残額を機構に支払っても、あなたの返済の義務はなくなりません。

2. 奨学金の返還を延滞した場合



3. 保証料の返戻

次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、あなたが支払った保証料の一部を保証機関からお返す場合があります。

- （1） 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （2） 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （3） 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返す保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座またはリレー口座となります。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方になります。

Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ

ここでは、第一種奨学金の取扱いについて記載します。

併用貸与の方（月額部分について第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた方）および第一種奨学金の月額部分にあわせて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた方は、21頁以降の「Ⅳ 第二種奨学金の貸与を受けた方へ」もお読みください。

1. 返還期間（回数）と割賦金

借用金額および割賦方法に応じ、返還回数および割賦金は下記のように決まります。

〔例. 借用金額2,160,000円の場合〕

- (1) 月賦返還……返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額（1頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た返還年数の12倍の回数です。

返還回数は	$2,160,000円 \div 150,000円 = 14.4年$	$14年 \times 12 = 168回$	となります。
割賦金は	$2,160,000円 \div 168回 = 12,857円$		となります。

- (2) 併用返還……月賦分の返還回数は、上記(1)と同じです。
半年賦分の返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数です。

返還回数は	月賦分	$2,160,000円 \div 150,000円 = 14.4年$	$14年 \times 12 = 168回$	
	半年賦分	$2,160,000円 \div 150,000円 = 14.4年$	$14年 \times 2 = 28回$	となります。
割賦金は	月賦分	$2,160,000円 \div 2 = 1,080,000円$	$1,080,000円 \div 168回 = 6,428円$	
	半年賦分	$2,160,000円 \div 2 = 1,080,000円$	$1,080,000円 \div 28回 = 38,571円$	となります。

第一種奨学金の返還方法別による割賦金の例（10月より返還開始）

返還方法	返還月											最終月	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
月 賦	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,881
併 用	月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,524
	半年賦分				38,571							38,571	

- (3) 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合
借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

2. 延滞金

第一種奨学金の延滞金は、奨学生に採用された年度によって異なります。

- (1) 平成17年3月以前に奨学生に採用された方
約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が賦課されます。
- (2) 平成17年4月以降に奨学生に採用された方
約束の期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

3. 報奨金

平成17年4月以降に奨学生として採用された人から、報奨金制度は廃止されました。

なお、平成17年3月以前に奨学生として採用された人については、最終返還期日の4年前までに、返還残額（延滞金がある場合は、返還残額に延滞金を加えた額）を一度に返還し返還完了となったときは、最後の振替額のうち繰上返還となる金額に対して、下記に相当する額が報奨金として本人に支払われます。

返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年以内に返還完了した場合 （返還期限を猶予されている期間は除く。）	5%
返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年経過後に返還完了した場合 （返還期限を猶予されている期間は除く。）	3%

- (注) 1. 最初から返還期間が4年以下の場合は、一度に返還しても報奨金の対象にはなりません。
2. 一部繰上返還した場合は、最終返還期日に変更になっている場合があり、報奨金の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除

(1) 特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

(2) 対象者

平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、平成23年度中に貸与終了する者です。課程修了は要件ではありませんが、貸与終了時に在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

(3) 具体的な評価項目

各大学院においては、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績および専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、学内選考委員会がこれに沿って総合的に評価します。具体的な評価基準については、20頁 [資料5](#)「大学における推薦方法」を参考にしてください。

(4) 返還免除を願い出る前に

通常の貸与終了者としての手続（返還誓約書の提出、リレー口座への加入等）はすべて行ってください。上記の手続が確認できない場合、申請を受け付けません。

なお、返還免除の認定結果の如何にかかわらず、4月以降引き続き在学している等返還期限猶予を希望する人は、7頁・8頁を参照し手続をしてください。

(5) 返還免除の願出

ア. 大学で設定する応募期間等に従ってください。

イ. 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」(所定の様式)を大学に提出してください。

添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

(6) 認定

ア. 機構の認定

- ① 返還免除者の認定は、5月下旬に学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。
- ② 全額免除、一部（半額）免除の認定は、全額免除にあつては各大学院ごとに課程別に推薦された候補者に付された順位の上位1／3以内の者について行い、一部（半額）免除にあつてはそれ以外の者について行うことを基本とします。

イ. 認定結果通知

- ① 業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。
- ② 認定結果についての個々の照会には応じられません。

(7) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合（全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還

(4)によって手続をしているリレー口座から振り替えされます。リレー口座の変更については、3頁の「(4) リレー口座の変更」を参照してください。

一部免除後の返還については、「返還誓約書」または「貸与奨学金返還確認票」記載の借入金額のうち、半額分が返還された状態で返還が開始されます。返還期間が短くなり初回割賦金が調整されますが、返還割賦金は変わりません。

(8) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

当該年度の早い時期に貸与が終了する人（満期・辞退・退学等）については、本免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する人は、「奨学金返還期限猶予願」（様式は51頁～52頁参照）の事由欄の「その他（）」に「優れた業績免除申請中」と記入し、返還誓約書（平成22年3月以前採用者のみ）と「業績優秀者返還免除申請書」等と併せて大学へ提出してください。貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予します。

なお、貸与終了時期の関係で「奨学金返還期限猶予願」提出時に「業績優秀者返還免除申請書」を添付できない場合には、事情書（様式自由）に返還免除申請予定であることを記し、学校の証明を受け添付してください。

貸与終了後も引き続き在学する場合は、「在学届」（様式は50頁）を申請書等と併せて大学に提出してください。在学期間中は返還期限を猶予します。

特に優れた業績による返還免除について、詳しくは学校にお問い合わせください。

大学における推薦方法

※奨学規程第47条第2項より抜粋

学内選考委員会が令第8条第2項の調査審議において候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の、当該大学院における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び当該大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄に定める基準に基づき各大学院が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第3号に定める「著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）」	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令第36条第4号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令第36条第5号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令第36条第6号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第7号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第8号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第9号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること

IV 第二種奨学金の貸与を受けた方へ

ここでは、第二種奨学金の取扱いについて記載します。

併用貸与の方（月額部分について第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた方）および第一種奨学金の月額部分にあわせて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた方は、17頁以降の「Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ」もお読みください。

1. 返還期間（回数）

借用金額および割賦方法に応じ、返還回数は下記のように決まります。

〔例. 借用金額2,400,000円の場合〕

- (1) 月賦返還……返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額（1頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た返還年数の12倍の回数です。

返還回数は $2,400,000円 \div 160,000円 = 15.0年$ $15年 \times 12 = 180回$ となります。

- (2) 併用返還……月賦分の返還回数は、上記（1）と同じです。
半年賦分の返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数です。

返還回数は 月賦分 $2,400,000円 \div 160,000円 = 15.0年$ $15年 \times 12 = 180回$ となります。
半年賦分 $2,400,000円 \div 160,000円 = 15.0年$ $15年 \times 2 = 30回$ となります。

- (3) 第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けた場合

借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

2. 割賦金

借用金額に応じた返還回数で元利金等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で除した額を上乗せした額が割賦金になります。

なお、併用返還の場合は借用金額を二分し、月賦分・半年賦分の借用金額で割賦金を算出します。

※ 据置期間利息とは……返還が据え置かれている期間に賦課される利息のことです。

- (1) 月賦返還の場合

借用期間終了の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息

〔例〕 借用期間終了2012年3月 初回返還期日2012年10月27日の場合
据置期間 2012年4月1日～2012年9月27日

- (2) 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

借用期間終了の翌月から初回返還期日の6か月前の月の27日までの利息

〔例〕 借用期間終了2012年3月 半年賦初回返還期日2013年1月27日の場合
据置期間 2012年4月1日～2012年7月27日

第二種奨学金の返還方法別による割賦金の例（10月より返還開始）

返還方法	返還月										最終月	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
月 賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,917
併 用	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,516
	半年賦分				50,355						50,355	

3. 利息と利率

利息は、在学中は無利息ですが、借用期間終了の翌月から賦課されます。なお、返還期限猶予中の場合は賦課されません。

利率の算定方法は、平成19年3月以前に採用された人と平成19年4月以降に採用された人との間では異なります。

(1) 平成19年3月以前に採用された人

利率は、貸与中の振込口座への入金日の適用利率を利率ごとに加重平均したものです。適用利率は、機構が国から借入れる財政融資資金（以下「財投」という。）および機構が発行する日本学生支援債券（以下「債券」という。）の利率ですが、これらが3%を超えた場合は3%が上限となります。

なお、私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する人または法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率および入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の返還利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という。）を加重平均して決定します。平成19年3月以前に採用された人の増額貸与利率は、入学年度によって下記のように異なります。

平成13年度入学者	3.0%	平成16年度入学者	1.5%
平成14年度入学者	2.3%	平成17年度入学者	1.2%
平成15年度入学者	1.8%	平成18年度入学者	1.2%

(2) 平成19年4月以降に採用された人

ア. 利率算定方法選択制

利率は、奨学金を申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます（奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届出た場合は、最後に届出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます。）。いずれの方式も基本月額に係る利率は年3%が上限です。

なお、利率の算定方法は貸与終了する年度の一定期間前まで変更ができます。

イ. 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

「利率固定方式」：貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（固定利率の財投）の利率が返還完了まで適用されます。
（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）
将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

「利率見直し方式」：貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（5年利率見直しの財投）の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間および減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数（1月未満の端数は切り上げる。）を除く。）に各時点の財投の利率が適用されます。
（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）
将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。
一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

ウ. 増額貸与利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する人または法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率および入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定しますが、その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、平成19年4月以降に奨学生として採用された人から次のとおりとします。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します
(年3%が上限です)。
増額貸与利率：原則として基本月に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

エ. 利率の見直し方法

利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは下表のとおり行われます(返還期間によっては見直しが第3回目まで行われずに返還完了になることがあります)。

ただし、在学期間、返還期限猶予期間または減額返還適用期間がある場合は、当該期間分ずれることになります。

利率を見直した際に新たに決定した利率および割賦金を文書でお知らせします。

① 平成23年4月から平成24年3月までに貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日 〔3月満期者の例：〕 〔平成24年4月1日〕	貸与終了の翌月1日 〔3月満期者の例：〕 〔平成24年4月1日〕	平成29年3月27日
見直し第1回目	平成28年12月	平成29年3月28日	平成34年3月27日
見直し第2回目	平成33年12月	平成34年3月28日	平成39年3月27日
見直し第3回目	平成38年12月	平成39年3月28日	返還完了日

② 平成24年4月以降に貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日	貸与終了の翌月1日	平成30年3月27日
見直し第1回目	平成29年12月	平成30年3月28日	平成35年3月27日
見直し第2回目	平成34年12月	平成35年3月28日	平成40年3月27日
見直し第3回目	平成39年12月	平成40年3月28日	返還完了日

※ 平成24年4月以降に貸与が終了した人は平成25年3月満期者と同時に利率を見直すため、平成24年3月までに貸与終了した人とは見直し時期が1年異なります。

4. 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

V 返還誓約書の記入と提出（平成22年3月以前採用者）

「返還誓約書」は、借入金額と保証関係および今後の返還方法を確認するためのもので、「人的保証用」と「機関保証用」とがあります。学校の指示に従い、必要事項を漏れなく記入押印のうえ必要書類を添えて、必ず提出してください。併用貸与（第一種・第二種奨学金を共に貸与された者）は両方の返還誓約書を提出してください。また、返還誓約書【本人控用】については、裏表紙の内側に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

1. 返還誓約書の記入

次の頁の記入例を参照のうえ、必要事項を記入欄に記入してください。なお、返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は、学校の指示を受けて記入してください。

人的保証の記入例 → 第一種奨学金26～28頁， 第二種奨学金32～34頁

機関保証の記入例 → 第一種奨学金29～31頁， 第二種奨学金35～37頁

(1) 人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件

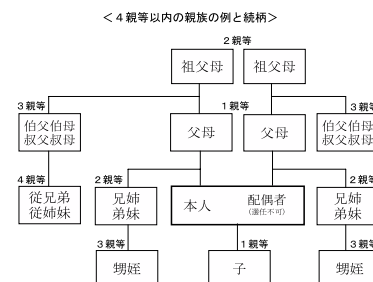
ア. 連帯保証人……奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

- ・ 原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等にしてください。
- ・ 奨学生本人が未成年の場合の連帯保証人は親権者でなければなりません。
- ・ 未成年者等保証能力がない人および配偶者は認められません。
- ・ 奨学生本人が貸与終了時に45歳以上となる場合は、連帯保証人は貸与終了時において満60歳未満でなければなりません。

イ. 保証人……本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。

- ・ 原則として父母を除く4親等以内の親族（兄弟姉妹、おじ・おば、いとこ）のうちで、本人および連帯保証人と別生計の人を選んでください。
- ・ 未成年者等保証能力がない人および配偶者は認められません。
- ・ 他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、貸与終了時に満65歳以上の人はさけてください。
- ・ 奨学生本人が貸与終了時に45歳以上となる場合は、保証人は貸与終了時において満60歳未満でなければなりません。

※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。その場合は、返還保証書（様式42頁参照）および証明書類の提出が必要になります。



(2) 親権者・未成年後見人

ア. 親権者

民法に定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者です。いずれかがいない場合は一人となります。親権者を記入した場合は「未成年後見人」の字句を二本線で消してください。

イ. 未成年後見人

民法に定められた未成年後見人のことです。未成年後見人を記入した場合は「親権者」の字句を二本線で消してください。

(3) 人的保証から機関保証への変更

平成16年度以降の採用者で、やむを得ない事情により連帯保証人および保証人を選任できない場合は、人的保証から機関保証への変更が可能ですので学校に申し出てください。ただし、この場合は、貸与始期にさかのぼり、一括による保証料の支払いが必要になります。機関保証制度に関しては、16頁「Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ」を参照してください。

3. 返還誓約書記入例

(1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 氏名と印は……
 - ①連帯保証人・保証人・親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②ゴム印・スタンプ印の使用は認められません。朱肉を使用する印で押印してください。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、署名および借入金額の一部だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各自の欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口申し出てください。（欄外訂正不可）

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。借用の明細欄の借入金額と同じ金額を記入してください。数字は右詰です。金額の桁に注意してください。数字以外を記入しないでください。

平成24年3月で満期になる人は、平成24年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の方は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

選任の条件・記入方法については24頁「1.(1)(2)」参照

連帯保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書および収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書を添付してください。

① 【提出用】第一種 大学・大学院・高等専門学校 (借用証書)

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

返還誓約書

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 1 6 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。

平成24年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生本人	生年月日 ① 162-0000 東京都新宿区市谷本町10-7	印 機構
連帯保証人	生年月日 ① 162-0000 東京都新宿区市谷本町10-7	実印 幸機構
保証人	生年月日 ① J30-0000 大阪府大阪市北区神山町1-31	実印 一奨字

注 ①奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。
②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。
③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。

(以下は未成年者のみ記入してください).....

親権者(父) (後見人)	現住所 ① 氏名	印
親権者(母)	現住所 ① 氏名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人勤務先	左内坂商事 株式会社	
TEL	03-3366-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
フリガナ	トウキョウト シンジウク イチカヤホンムラチヨウ	
〒	162-0000	
住所	東京都新宿区市谷本村町10-7	
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
携帯電話番号	090-1234-XXXX	
e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx	

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。卒業後の連絡先が未定の方は、連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

5. 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ	キコウ コウジ	本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい
氏名	機構 幸次	生 年 月 日	父 母 兄 姉
		大正:昭和:平成: T: H: 32年11月18日	① 2 3 4
住所	東京都新宿区市谷本村町10-7		
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号	090-1111-XXXX		
勤務先	株式会社機構工業	勤務先 TEL	03-3269-XXXX

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

6. 保証人 (未成年者等保証能力がない人は認められません。)

保証人	フリガナ	ショウガク イチロウ	本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい
氏名	奨学 一郎	生 年 月 日	兄 姉
		昭和:平成: S: H: 33年8月1日	3 ④
住所	大阪府大阪市北区神山町1-31		
TEL	06-6361-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号	090-1212-XXXX		
勤務先	(有)返還商事	勤務先 TEL	06-2323-XXXX

学校での点検者印

(2) 第一種奨学金 機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 氏名と印は……
 - ①親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②ゴム印・スタンプ印の使用は認められません。朱肉を使用する印で押印してください。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、署名および借用金額の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各自の欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口申し出てください。（欄外訂正不可）

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。借用の明細欄の借用金額と同じ金額を記入してください。数字は右詰です。金額の桁に注意してください。数字以外を記入しないでください。

平成24年3月で満期になる人は、平成24年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の人返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

記入方法は24頁「1. (2)」参照

① 【提出用】第一種〔機関保証〕 (借用証書)

印紙税法第5条に印紙は必要ありません

返還誓約書

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 1 6 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。

平成24年3月31日
独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生番号 ①162-0000 印 機情
本人 東京都新宿区市谷本村町10-7
氏名 機構太郎 昭和55年5月5日生

注：奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。

（以下は未成年者のみ記入してください。）

親権者 (父) (後見人)	住所 ①	印
親権者 (母)	住所 ①	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

初回入金年月…最初に奨学金が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。
全額繰上返還を希望する場合でも必ず○で囲んでください。

1. 借 用 の 明 細

氏名 機構 太郎

奨学生番号 6080499999

姓 別 *男・女 生年月日 1989年 5月 5日

学校名 (専修学校) 東都 大学院 教育

借 用 金 額	借 用 期 間	終 了 事 由
2,160,000 円	*満期	退学

初回入金年月 2008年 5月 最終入金年月 2012年 2月

以前に借用した奨学生番号 6040099999

借入開始年月 2008年 4月分～2012年 3月分 48月 借用月額 45000円 借用金額 2160000円

2. 返 還 の 方 法

(1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
 (2) 奨学金の返還はゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
 (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割 賦 方 法	返 還 期 日	返 還 回 数	割 賦 金	最 終 割 賦 金
1. 月 賦 返 還	毎 月 2 7 日	168 回	12857 円	12881 円
2. 併 用 返 還	月 賦 分	毎 月 27 日	6428	6524
	半 年 賦 分	毎 年 1 月 と 7 月 の 27 日	28	38583

保証料総額（予定） 85,536円

608 04 999999 4

コード番号

学 校 番 号	109990
区	00
学 部 ・ 研 究 科 ・ 学 科	2006

11/09/01-000001
(123456)

↑上の枠部分は機械処理するため、記入しないでください。

保証料総額（予定）は借用期間終了までに支払う額です。
ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴収した金額（予定）が印字されており、変更時に一括で支払った金額は含まれておりません。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。卒業後の連絡先が未定の方は、連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、本人の住所・電話番号を照会できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名	左内坂商事 株式会社		
TEL	03-3366-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	

フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチョウ		
住所	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7		
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号	090-1234-XXXX		
e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

4. 本人以外の連絡先

フリガナ	キコウ コウジ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合はその上段に本人との関係を記入して下さい。						
氏名	機構 幸次			生	年	月	日	父	母	兄弟
フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチョウ			大正	昭和	平成		T	H	
住所	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7			○			11	18	○	2 3 4
TEL	03-3269-XXXX			←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。						
携帯電話番号	090-1111-XXXX									

注 ①奨学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者または後見人の方を記入してください。
 ②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。
 ③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

学校での点検者印

1

(3) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 氏名と印は……
 - ①連帯保証人・保証人・親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②ゴム印・スタンプ印の使用は認められません。朱肉を使用する印で押印してください。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、署名および借入金額の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各自の欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口申し出てください。（欄外訂正不可）

借用の明細欄の借入金額(元金)と同じ金額を記入してください。数字は右詰です。金額の桁に注意してください。数字以外を記入しないでください。

平成24年3月で満期になる人は、平成24年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

選任の条件・記入方法については24頁「1.(1)(2)」参照

連帯保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書および収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書を添付してください。

① 【提出用】第二種（きぼう21プラン） (借用証書)

印紙税法第5条に印紙は必要ありません

返還誓約書

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 4 0 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金を上記のとおり借入いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。

平成24年3月31日
独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生本人	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7 機構 明子 昭和 平成 1年10月27日生	印 機構
連帯保証人	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7 機構 幸次 大正 平成 32年11月18日生 本人との関係	実印 幸機次構
保証人	〒530-0000 大阪府大阪市北区神山町1-31 奨学 一郎 昭和 平成 33年8月1日生 本人との関係	実印 一奨学

注 ①奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。
②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。
③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。

（以下は未成年者のみ記入してください。）

親権者(父) (後見人)	現住所氏名 印
親権者(母)	現住所氏名 印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がある場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人勤務先	勤務先名	左内坂商事 株式会社		
	TEL	03-33366-XXXX		
卒業後の連絡先	フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチヨウ		
	〒	162-0000		
	住所	東京都新宿区市谷本村町10-7		
	TEL	03-3269-XXXX		
	携帯電話番号	090-1234-XXXX		
	e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。卒業後の連絡先が未定の方は、連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

5. 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ	キコウ コウジ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。			
	氏名	機構 幸次			生	年	月	日
					大正	昭和	平成	
					T	◎	H	23年11月18日
	フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチヨウ			父	母	兄弟	姉妹
	〒	162-0000			◎	2	3	4
	住所	東京都新宿区市谷本村町10-7						
	TEL	03-3269-XXXX						
	携帯電話番号	090-1111-XXXX						
	勤務先	株式会社 機構工業	勤務先 TEL	03-3269-XXXX				

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

6. 保証人 (未成年者等保証能力がない人は認められません。)

保証人	フリガナ	ショウカク イチロウ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。			
	氏名	奨学 一郎			生	年	月	日
					昭和	平成		
					◎	H	23年8月1日	3
	フリガナ	オオサカシキタク カシマチヨウ						
	〒	530-0000						
	住所	大阪府大阪市北区神山町1-31						
	TEL	06-6361-XXXX						
	携帯電話番号	090-1212-XXXX						
	勤務先	(有) 返還商事	勤務先 TEL	06-2323-XXXX				

学校での点検者印

(4) 第二種奨学金 機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 氏名と印は……
 - ①親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②ゴム印・スタンプ印の使用は認められません。朱肉を使用する印で押印してください。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、署名および借入金額の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各自の欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口に出してください。（欄外訂正不可）

借用の明細欄の借入金額(元金)と同じ金額を記入してください。数字は右詰です。金額の桁に注意してください。数字以外を記入しないでください。

平成24年3月で満期になる人は、平成24年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

記入方法は24頁「1.(2)」参照

① 【提出用】第二種（きぼう21プラン）〔機関保証〕 (借用証書)

印紙税法第5条に紙は必要ありません

返還誓約書

借入金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 4 0 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。

平成24年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生 ① 162-0000 印 162-0000
本人氏名 東京都新宿区市谷本村町 10-7
名 機構正子 年齢 1年8月3日生 印 機

注：奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。

……(以下は未成年者のみ記入してください)……

親権者(父) (後見人)	現住所 氏名	印
親権者(母)	現住所 氏名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

平成19年度以降採用者については借用年利率の下に利率の算定方法(「利率固定方式」または「利率見直し方式」)が印字されます。

初回入金年月…最初に奨学金が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。
全額繰上返還を希望する場合でも必ず○で囲んでください。

保証料総額(予定)は借用期間終了までに支払う額です。
ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴収した金額(予定)が印字されており、変更時に一括で支払った金額は含まれておりません。

1. 借用の明細

氏名 機構 正子

奨学生番号 (フリガナ) キコウ マサコ C/D

8 0 8 0 4 9 9 9 9 9 9 性別 男・*女 生年月日 1989年 8月 3日 2

学校名 (専修学校) 東都 大学・大学院 教育 研究科 学 科

借入金	借入金額(元金)	借入年利率	利息額	借用期間終了事由
円	2400000	3.0% 利率固定方式	1. 618568円 2. 619908円	* 満期 辞退 退学 廃止 死亡 その他
初回入金年月	2008年 5月	最終入金年月	2012年 2月	以前に借用した奨学生番号
借用開始年月	2008年 4月	借用終了年月	2012年 3月	借用回数
		借用月額	50000円	借用金額
				6040088888

注 ①上記の利息額の1.は月賦返還, 2.は借用返還を選択した場合です。
②利率, 利息額は返還開始月までは未確定のため上限利率年3.00%で仮計算してあります。

2. 返還の方法

- 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
- 奨学金の返還はゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
- 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度(リレー口座)の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	通常割賦金	最終割賦金	割賦金合計 (利息を含む返還額)
1. 月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円	3018568円
2. 借用返還	月賦分: 毎月27日 半額分: 毎年1月と7月の27日	180回 30回	8384円 50355円	8384円 50355円	8516円 50361円	1509252円 1510656円

注 ①月賦返還および借用返還の月賦分における借用終了年月の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息(据置期間利息)は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。借用返還の半年賦分における借用終了年月の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の27日までの利息(据置期間利息)は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。
②初回割賦金及び最終割賦金は端数調整により通常の割賦金と異なることがあります。

保証料総額(予定) 104,352円

808 04 999999 2
(123456)

▲上の枠部分は機械処理するため、記入しないでください。

コード番号

学校番号	109990	*
区分	00	
学部・研究科・学科	2006	
11/09/01-000001		

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。卒業後の連絡先が未定の方は、連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください。(様式43頁参照)

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、本人の住所・電話番号を照会できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名	勤務先名 左内坂商事 株式会社		
TEL	03-3366-XXXX	【市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。】	
フリガナ	トウキョウト シンジュクク イチカヤホンムラチョウ		
住所	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7		
TEL	03-3269-XXXX	【市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。】	
携帯電話番号	090-1234-XXXX		
e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

4. 本人以外の連絡先

フリガナ	キコウ コウシ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。							
氏名	機構 幸次			生	年	月	日	父	母	露	露
				大正	昭和	平成		○	2	3	4
				T	H						
フリガナ	トウキョウト シンジュクク イチカヤホンムラチョウ										
住所	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7										
TEL	03-3269-XXXX			【市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。】							
携帯電話番号	090-1111-XXXX										

注 ①奨学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者または後見人の方を記入してください。
 ②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。
 ③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

学校での点検者印

1

VI 貸与奨学金返還確認票の確認（平成22年4月以降採用者）

奨学生採用時に返還誓約書を提出している方は、奨学金の貸与が終了すると、または奨学金の貸与が満期となる時期が近づくと「貸与奨学金返還確認票」が交付されます。

貸与奨学金返還確認票に印字されている内容をよく見て、借入金額や貸与期間に間違いがないか、奨学生本人の住民票住所、連帯保証人・保証人の住所または本人以外の連絡先に変更がないか、よく確認してください。

この貸与奨学金返還確認票は、裏表紙の内側に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

1. 内容の確認と修正

- (1) 「貸与奨学金返還確認票」の内容（借入金額・貸与期間等）に疑問があれば、貸与を受けた学校に申し出てください。
- (2) 住所等の変更は、転居・改氏名・勤務先（変更）届（43頁）や連帯保証人変更届（44頁）保証人変更届（45頁）で、機構へ届け出てください。
- (3) 機関保証制度加入者で「本人以外の連絡先」を変更する場合は、「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」（46頁）で、機構へ届け出てください。
- (4) 満期（貸与期間が満了の場合）で貸与終了される方は、在学中に「貸与奨学金返還確認票」をお渡ししますので、貸与中の変更については、様式が異なりますので、学校に申し出てください。
- (5) 割賦方法については、採用時に提出した返還誓約書で選択した割賦方法に*（アスタリスク）が印字されています。ただし、「貸与奨学金返還確認票」が作成された時期によっては、*（アスタリスク）が印字されない場合があります。

2. リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出

「貸与奨学金返還確認票」の交付を受けた方は、金融機関の窓口へ「リレー口座加入申込書」を提出してリレー口座加入手続きを行い、学校が指示する期日までに金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

リレー口座の手続き方法については、2頁「2. リレー口座による返還」を参照してください。

【人的保証の場合】
 ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た連帯保証人です。
 ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た保証人です。
【機関保証の場合】
 ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た本人以外の連絡先です。
 ②記載はありません（*印字）。

連帯保証人	住所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000 フリガナ キコウ 仔ロウ 続柄 父
	氏名 機構 一郎 ① 昭和 32年 2月 2日生
勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目 0000
	電話番号 06-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば
	氏名 奨学 花子 ② 昭和 38年 4月 4日生
勤務先 (有) 機構商店	電話番号 06-0000-0000
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄
***	氏名 ***** **年 **月 **日生

- (返還開始に際してのお願い)
- 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
 - リレー口座加入申込書により、金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
 - 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



学校番号	104900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍 No.	123456	
	2011/08/31 000001	

※ 貸与奨学金返還確認票の文言は一部変更予定です。

Ⅶ 各種願出用紙

○ 返還保証書	42頁
○ 転居・改氏名・勤務先（変更）届	43頁
○ 連帯保証人変更届	44頁
○ 保証人変更届	45頁
○ 本人以外の連絡先（機関保証）変更届	46頁
○ 繰上返還申込書	47頁
○ 奨学金返還期間変更願	48頁
○ 在学届	49～50頁
○ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願	51～54頁

届出、願出に当たっては、機構のHPに掲載してあるQ&A等を事前に参照してください。

http://www.jasso.go.jp/henkan/faq_henkan.html

また、ここに掲載してある様式は平成23年8月現在のものです。様式は改正されることがあります。様式は機構HPにも掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえご利用ください。

<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/>

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居・改氏名・勤務先変更届 ・ 連帯保証人変更届 ・ 保証人変更届 ・ 本人以外の連絡先(機関保証)変更届 ・ 繰上返還申込書 	<p>独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6683</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金減額返還願 ・ 奨学金返還期限猶予願 	<p>独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金返還期間変更願 ・ 返還に関するその他書類 	<p>独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6676</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学届 	<p>在学している学校に提出してその指示に従ってください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ リレー口座加入申込書 	<p>金融機関に提出してください。 申込書は機構ホームページ（下記参照）から請求してください。 http://www.jasso.go.jp/henkan/houhou/koza_youshiseikyu.html ナビダイヤル（裏表紙参照）に電話、または機構へ郵便、FAXでも請求できます。郵送、FAXでの請求の場合は、①奨学生番号、②氏名、③郵便番号、④住所、⑤電話番号を記入（様式自由）のうえ、下記までお送りください。 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6676</p>
免除に関する諸用紙	請求先・提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡または精神もしくは身体の障害による返還免除について ・ 特別免除制度による免除について 	<p>独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還免除課 〒153-8513 東京都目黒区駒場4-5-29 FAX 03-6743-6675</p>

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

返 還 保 証 書 (※連帯保証人・保証人)

※どちらかに○をつける

年 月 日

フリガナ
氏 名

実印

奨学生との関係

生年月日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

次の者が奨学金の返還を行うことについて、下記1及び2により保証します。

奨学生番号

借用終了時の学校名

フリガナ

奨学生氏名

生年月日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

1. 現在の資産等の状況について

	区分	金額等
資産等	現在の所得金額 (年収)	千円
	預貯金額	千円
	不動産 (評価額)	千円
	その他	千円

(注) 所得金額、預貯金額、不動産については、そのことを証明する書類 (源泉徴収票、預貯金残高証明書、登記簿謄本の写し等) を添付してください。

2. 返還計画について

貸与総額	千円
返還期間	年
返還年額	千円

保証期間中のあなたの生活設計及び奨学生が延滞した場合の返還への取組み等について、出来るだけ具体的に記述してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務 (返還業務を含む。) のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報 [(延滞額・延滞開始年・延滞月数等) を含む。] が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

連帯保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑証明書（原本）及び収入に関する証明書を添付の上お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人
フリガナ 印

氏 名

住 所（〒 - ）

自宅電話番号 携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新連帯保証人

フリガナ

氏 名 実印

生年月日 本人との続柄

住 所（〒 - ）

自宅電話番号 携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧連帯保証人氏名

〈変更理由〉

（注）連帯保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、記入した情報が、保証人、奨学金事業の業務委託先、連帯保証人が居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願出・届出用紙は切取らず，コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり，旧保証人を新保証人に変更しますので，印鑑証明書（原本）を添付の上
お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人
フリガナ

印

氏 名

住 所（〒 - ）
.....

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新保証人

フリガナ

氏 名

実印

生年月日

本人との続柄

住 所（〒 - ）
.....

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧保証人氏名

〈変更理由〉

（注）保証人を変更する場合は，必ずその本人の承諾を受け，その本人が自署し押印してください。
ご記入いただいた情報は，奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，
記入した情報が，連帯保証人，奨学金事業の業務委託先，保証人が居住していた若しくは居住している
市区町村役場に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。

11.9

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

本人以外の連絡先（機関保証）変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、「本人以外の連絡先」を変更しますので、お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人

フリガナ

印

氏 名

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

変更後の本人以外の連絡先

フリガナ

氏 名

生年月日

本人との続柄

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

(注) 本人以外の連絡先を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署してください。ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。その利用目的の適正な範囲内において、記入した情報が、奨学金事業の業務委託先、本人以外の連絡先として届出られている方が居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

線上返還申込書

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

(フリガナ)

奨学生氏名 _____

〒

住 所 _____

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

FAX _____

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

_____ 月 振替日に、下記奨学生番号の奨学金線上返還を希望します。

(線上返還希望の奨学生番号のみ記入してください。)

奨学生番号 (1) _____ (2) _____

※希望する返還①か②に○をつけ、②の場合はAかBに回数又は金額を記入してください。
②のBを希望する場合は、希望金額に近い線上返還回数を本機構で計算し金額を設定します。
※半年賦併用返還(月賦と半年賦返還の併用)の方が、一部線上返還を希望する場合の回数は6回以上(当月分+5回分以上)となります。上限の金額を希望する場合は、半年賦分を含めて6回以上の金額を記入してください。

奨学生番号(1)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は, B. _____ 円(上限)

奨学生番号(2)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は, B. _____ 円(上限)

線上返還通知送付先(上記住所と同じ場合は記入不要)

〒

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

線上返還を希望する月の振替日の一か月前までに、連絡してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

奨学金返還期間変更願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間（回数）にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。

奨 学 生 番 号	借 用 金 額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ	
氏 名	(年 月 日生) 印
住 所	〒
電話番号	(自宅) _____ (携帯) _____
e-mail アドレス	
勤務先名	電話番号

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

「在学届」の記入上の注意点と記入例

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているもののうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

(例) 698カ65432

奨学生番号											
記号										CD	
5			8		10				15		X
6	9	8	カ		6	5	4	3	2		

(例) 604 - 04 - 654321

奨学生番号											
記号										CD	
5			8		10				15		X
6	0	4	0	4	6	5	4	3	2	1	

2. 借用終了時の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。
3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。
(姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)

(例) 円城寺和子

姓 (カタカナ)					
エ	ン	シ	ッ	ヨ	

(例) 青木昭子

姓 (カタカナ)			
ア	オ	キ	

4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁(平成の年+88)で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。

また、卒業予定月が3月ではない場合は、3と記載のあるところに二本線を引き、上部余白に正しい月を記入すること。(訂正印不要)

5. 在学年数は、次の(1)~(4)のいずれかの年数を記入すること。
- (1) 1年次入学(学士入学を含む)のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数
 - (2) 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数
 - (3) 辞退、廃止などにより在学期間中に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数
 - (4) 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。
- ※在学期間が1ヶ月~11ヶ月の場合は、「1」と記入すること。

6. 専修学校については、学校の電話番号(担当者名)及び修業年限も記入すること。

②裏面

特別な支出がある方は必ず記入してください。

※ 記載がない場合には、特別な支出は認められません。
 ※ 年間収入が300万円（給与所得者以外は200万円）を超える方は、ホームページに別途掲載の「控除計算表」も利用するなど、特に留意してください。

特別な支出 過去3ヶ月に支出した金額(累計)を記入してください。

- ア 奨学生本人の加療期間6ヶ月以上の傷病にかかる医療費 [円]
- イ 奨学生が扶養している親族の加療期間2週間以上の傷病にかかる医療費 [円]
- ウ ア, イ 以外の医療費 [円]
- エ [費] [円] エ の支出が必要な理由 _____
- オ [費] [円] オ の支出が必要な理由 _____
- カ [費] [円] カ の支出が必要な理由 _____
- キ ローン・借入れ返済 [円] ローン・借入れの種類 _____
 ローン・借入れについては、生活していく上での必要性を記入してください。 _____

追加の書類の提出を依頼する場合があります。
 審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

同意事項・注意事項 減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、ご提出ください。

- 月賦以外の返還方法（年賦、半年賦、月賦・半年賦併用）で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も継続されます。
 月賦の返還方法による割賦金は、承認通知でご確認ください。
- 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくこととなります。

〔注意事項〕

- ※減額返還は、割賦金の1/2の額を2倍の期間で返還するもので、返還予定総額が減額されるものではありません。
- ※願出の時点で延滞している場合には適用されません。
 （延滞を解消することにより願出が可能となります。）
- ※リレー口座加入者のみ利用可能です。未加入の方は、リレー口座手続きの終了後に、「預・貯金者控」（金融機関確認印があるもの）のコピーを同封してください。
- ※「個人情報情報の取扱に関する同意書」が提出されていることが必要です。
 未提出の方は、「個人情報情報の取扱に関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。
 3ヶ月以上延滞した場合、個人情報情報機関に個人情報登録されます。

①表面

減額返還願・返還期限猶予願 【提出前チェックシート】

減額返還・猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願または猶予願と一緒に提出してください。

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

- ・すべての奨学生番号について減額返還または返還期限の猶予を願い出る場合
→1枚の願出用紙で願出可能です。チェックシートも1枚で結構です。
- ・ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出るなど異なる願出を行う場合
→減額返還及び返還期限の猶予それぞれに願出用紙の記入が必要です。チェックシートも2枚ご提出ください。

奨学生番号:

氏名:

項番	点検事項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	------	--------------------

減額返還・猶予 共通

1	黒または青のボールペンで記入しましたか。※鉛筆での作成は不備となり返送されます。	はい
---	--	----

【願出様式の表面】

2	「奨学金減額返還願」、「奨学金返還期限猶予願」のうち、いずれかの方に□に✓を入れましたか。 ※ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出る場合は、減額返還及び返還期限の猶予それぞれ、願出用紙の記入が必要です。	はい
3	日付を記入しましたか。※作成した年月日を記入してください。	はい
4	奨学生番号を記入し、全奨学生番号の審査を希望するか、記入した奨学生番号のみ審査を希望するか、選択しましたか。 ※全奨学生番号にチェックが入っていない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、すべての番号を記入してください。	はい
5	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先に記入間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。登録を変更します。	はい
6	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい

減額返還 を希望する方のみ記入

7	希望減額返還期間を、希望する年月から1年（12ヶ月）以内で2・4・6・8・10・12ヶ月間のいずれかになるように記入していますか。 ※希望期間が奇数の場合は12ヶ月以内で1ヶ月加算されます。	はい
8	所得証明書が添付されていますか。 ※新卒・在学猶予切れ、外国居住の低所得者は添付証明書が異なるので証明書一覧で確認してください。	はい
9	【8で年間収入300万円（所得200万円）を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減給無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付していますか。	はい

猶予 を希望する方のみ記入

7	希望猶予期間は、次回返還期日または希望する年月から1年以内を記入していますか。	はい
8	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 ※証明書一覧またはホームページで添付証明書を確認してください。	はい
9	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい

②裏面 に続きます。

②裏面

減額返還・猶予 共通

10	願出の事由を選択していますか。	はい
11	被扶養者の有無を選択していますか。 ※奨学生が扶養している人がいる場合は、 <input type="checkbox"/> 有に✓を入れてください。 誰も扶養していない場合は、 <input type="checkbox"/> 無に✓を入れてください。	はい
12	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
13	事情欄には現在返還が困難である事情を、収入支出の具体的な金額を用いて、詳しく記入してありますか。	はい
14	事情欄には今後の返還の見通しについて記入してありますか。	はい

【願出様式の裏面】

特別な支出がある方 のみ記入

15	医療費の支出がある方は、過去3ヶ月に支出した金額を㉠, ㉡, ㉢にわけて金額を記入しましたか。	はい
16	医療費以外に特別な支出がある方は、㉣, ㉤, ㉥にわけて過去3ヶ月に支出した金額を記入し、それぞれの支出がある理由を記入しましたか。	はい
17	ローン・借入金の返済がある方は、過去3ヶ月に支出した金額を㉦に記入し、ローン・借入金の種類と、生活上の必要性を記入しましたか。	はい
18	特別な支出の申告欄にあるすべての項目を確認し、記入もれのないように申告しましたか。	はい

給与と所得者で年間収入が300万円（自営業等の給与と所得者以外は年間所得200万円）を超える方 のみ記入

19	年間収入が300万円（給与と所得者以外は200万円）を超える方は、「年間収入が300万円（給与と所得者以外は200万円）を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、300万円（200万円）以下となることを確認しましたか。	はい
----	--	----

減額返還 を希望する方のみ記入

20	「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していますか。未提出の場合、今回同封していますか。 ※複数の奨学生番号をお持ちの方は、奨学生番号ごとの提出が必要です。 ※同意書の提出がなければ、減額返還の願出を受付できません。同意書はホームページなどで取得可能です。	はい
21	リレー口座に加入していますか。 ※これまで加入していなかった場合、延滞とにならないよう払込取扱票でゆうちょ銀行（郵便局）から送金し、払込受領証（受領印があるもの）のコピーと、リレー口座加入申込書の預・貯金者控え（金融機関確認印があるもの）のコピーを同封してください。	はい
22	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前にリレー口座振替等で解消して願出してください。	はい
23	同意事項・注意事項は、すべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

- 記入漏れや記入不備、証明書不備等は返送されます。
- 返送となった場合は、改めて受け付けることとなります。
- その間、リレー口座による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。

【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課

ホームページの掲載内容もご確認いただくなど、返送とにならないように十分ご注意ください。

減額返還について URL <http://www.jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html>返還期限の猶予について URL <http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html>

機構からの情報提供について

機構から、ホームページとモバイルサイトにおいて、
随時情報提供をしています。
自身の奨学金の返還について、登録事項の確認について、
各種願出等について ぜひご活用ください。

1. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ

トップページはもとより、「奨学金」関係のページにおいて随時様々な情報を提供し、様式の掲載等を行っています。奨学金に関するお問い合わせには、まずこちらをご覧ください。

○ アドレス <http://www.jasso.go.jp>

○ 主な情報内容

リレー口座振替日、
各種願出用紙（ダウンロードしてご利用ください）、
「返還を始める皆さんへ」の動画の掲載、
「返還のてびき」の掲載
よくある質問
（お電話等の
前に確認を！）

トップページ



スカラシップPSの
ページへ（56頁参照）

2. 日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイト

モバイルサイトからも、リレー口座振替日、奨学金の制度のことなどの情報を手軽に閲覧ができます。メールマガジンも配信していますので、便利でタイムリーな奨学金の情報を得ることができます。奨学生はもちろん奨学金に関心のある方はすべて登録できます。

○ モバイルサイトアドレス <http://daigaku.jp/jasso>

○ QRコードを認識できる携帯電話を持っている場合は、
右のQRコードからアクセスできます。



3. JASSOスカラシップサイトー学びたいー

先輩奨学生からの応援メッセージ等を掲載しています。ぜひご覧ください。

○ スカラシップサイトアドレス <http://www.scholar-ship.jp>

○ 情報内容

現役奨学生の声、
先輩奨学生たちのメッセージ

4. スカラネット・パーソナル

平成22年7月より、個人向け奨学金貸与・返還情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」（略称：スカラネットPS）を開設しました。奨学金を受けている方や、奨学金を返還している方が、現在の自分自身の奨学金に関する情報や登録されている内容を閲覧できるサービスです。詳細については、機構ホームページのリンクからアクセスしてください（55頁1参照）。

初めてアクセスされる人は、ログイン画面から初期登録が必要です。

なお、スカラネットPSは、奨学金の貸与から返還まで様々な場面において活用いただけるよう、今後も機能の追加等を検討しています。

(1) 初期登録時の注意事項

ログイン画面の「初期登録」ボタンをクリックした後に表示される「スカラネットPS確認情報入力」画面において、奨学金貸与中の人は奨学金の振込口座を、返還中の人はリレー口座を入力する必要があります。その後、ユーザIDとパスワード設定を行います。

(2) 現在の閲覧できる情報内容

<貸与中の場合>

貸与月額、貸与期間、貸与総額（予定）、
金融機関情報、本人連絡先等

<返還中の場合>

返還総額（元金）、返還回数、現在請求金額、
金融機関情報、保証情報等

(3) 「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」作成機能

平成23年7月29日より返還中の方へのサービスとして「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の作成ができるようになりました。

(4) 平成24年1月以降に追加される機能（予定）

返還中の人の転居・改氏名・勤務先変更の届出、
返還中の人の繰上返還申込の受付、
機構からリレー口座振替日等のお知らせメールの配信
※詳細は決まり次第機構ホームページでお知らせします。



寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた寄附金を学生支援寄附金として優秀学生顕彰事業をはじめ、次代の社会を担う学生を支援するために活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。
- ◆ 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。

寄附 日本学生支援機構

<http://www.jasso.go.jp/kouhou/kihukin/>
政策企画部 広報課 寄附金担当

お問い合わせ先について

わからないこと、知りたいことがあれば、まず機構のホームページをご覧ください(55頁参照)。

制度や様式の改正等は機構のホームページでご案内します。

制度や手続きの説明、よくある質問(FAQ)についても掲載しています。

各種届出用紙もダウンロードできます。

⇒ <http://www.jasso.go.jp>

電話による相談・届出先

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター



0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)

8:30 ~ 20:00

※返還誓約書についてのご質問(保証人に関する照会等)は在学する学校へお問い合わせください。

※PHS、一部携帯電話、IP電話、一部アナログ回線電話及び海外からの電話は03-6743-6100をご利用ください。

	こんなことが起きたら	必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居届→3頁, 様式43頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	電話番号(自宅, 携帯等)が変わりました	転居届→3頁, 様式43頁	
	氏名が変わりました	改氏名届→3頁, 様式43頁	
	就職しました/勤務先が変わりました	勤務先(変更)届→3頁, 様式43頁	
連帯・保証人	連帯保証人, 保証人の住所, 電話番号が変わりました	転居届→3頁, 様式43頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	連帯保証人, 保証人の氏名が変わりました	改氏名届→3頁, 様式43頁	
	連帯保証人, 保証人を変更したい	連帯保証人変更届→3頁, 様式44頁 保証人変更届→3頁, 様式45頁	届, 必要書類を添えて機構に郵便で提出
機関保証	機関保証ですが, 「本人以外の連絡先」の氏名, 住所, 電話番号が変わりました	転居届→3頁, 様式43頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	機関保証ですが, 「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先(機関保証)変更届→3頁, 様式46頁	届を機構に郵便で提出
返還手続	返還が滞りそうです(病気, 災害, 経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願→8頁, 様式51・52頁	願に必要な書類を添えて機構に郵便で申請
	繰上返還したい	繰上返還申込書→4頁, 様式47頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願→4頁, 様式48頁	機構に郵便で提出
	リレー口座を変更したい	リレー口座加入申込書の請求→3頁	用紙を機構のホームページから請求して入手後, 金融機関の窓口にて手続
	進学(留年)しました	在学届→7頁, 様式50頁	在学している学校へ提出
返還明細	自分の返還残額を知りたい	スカラネット・パーソナルで確認またはナビダイヤルに電話, あるいは振替案内(原則として年1回送付)を見る	
	次回の返還期日を知りたい	モバイルサイトメールマガジンに登録または機構のホームページ, あるいはポケットカレンダーを見る	

◆ 詳しい提出先は41頁をご覧ください。